

令和3年

第5回 南魚沼市農業委員会総会会議録

日 時 令和3年5月25日 午前9時00分～
場 所 南魚沼市役所大和庁舎（旧議場）
招集者 南魚沼市農業委員会長 並木 孝夫

- 日程 1 会期の決定について
- 日程 2 会議録署名委員の指名について（3番宮田 京子委員、4番荒川 敦委員）
- 日程 3 諸般の報告 ・別紙のとおり
- 日程 4 第1号報告 農地法の規定に基づく届出の報告について
- 日程 5 第2号報告 農地移動適正化あっせん委員の指名について
- 日程 6 第3号報告 農用地利用配分計画の認可について
- 日程 7 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程 8 第2号議案 農地転用の許可を受けた事業計画変更承認申請の進達について
- 日程 9 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の進達について
- 日程 10 第4号議案 農用地利用集積計画（案）について
- 日程 11 第5号議案 南魚沼市農業委員会総会会議規則の一部改正について
- 日程 12 その他

○令和3年6月15日(火)

・食育出前授業 13:40～

【おおまき小学校】 〈大巻地区・城内地区委員〉

○令和3年6月25日(金)

・第6回農業委員会総会 9:00～

【大和庁舎：旧議場】 〈全員〉

○令和3年6月25日(金)

・認定農業者と農業委員会との意見交換会 14:00～

【ふれ愛支援センター：多目的ホール】

〈会長、会長職務代理、農地特別委員会委員長、農政特別委員会委員長
広報特別委員会委員長、最適化推進委員長、農業委員担当者、
局長・係長〉

出席委員は次のとおりである。

1 番	中俣 渉	2 番	西野 徳光	3 番	宮田 京子
4 番	荒川 敦	5 番	片桐 京	6 番	山崎 輝代
7 番	田村 芳文	8 番	中島 修	9 番	南雲 廣悦
10 番	棚村 光正	11 番	大平 泰弘	12 番	原澤 眞
13 番	林 昭彦	14 番	牛木 友哉	15 番	井上 秀樹
16 番	駒形 哲也	17 番	中島 直樹	18 番	関 匡和
19 番	並木 孝夫				

		推 2 番	佐々木 大輔	推 3 番	小野塚 真
推 4 番	上村 正明	推 5 番	佐藤 勝美	推 6 番	林 秀夫
推 7 番	長谷川 政一	推 8 番	勝又 信行	推 9 番	青木 悦夫
推 10 番	志太 要一	推 11 番	篠田 猛	推 12 番	高橋 正男
推 13 番	櫻井 隆	推 14 番	山田 久雄	推 15 番	上村 良男
推 16 番	高村 英男	推 17 番	山本 晴夫	推 18 番	小杉 一明
推 19 番	関 英夫	推 20 番	桑原 善和	推 21 番	井口 博
推 22 番	水澤 利徳	推 23 番	高野 作栄喜	推 24 番	貝瀬 茂利

欠席委員はなしである。

遅刻委員はなしである。

早退委員はなしである。

傍聴者はなしである。

事務局員は次のとおりである。

農業委員会事務局長	古藤 健一	農地係長	一之谷 浩太郎
農地係主任	阿部 洋一	農地係主事	貝瀬 佐知子

(会長、議長席に着く)

(8時55分開会)

議長 令和3年第5回南魚沼市農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席は農業委員が19名、推進委員が23名で合計42名の出席ですので総会は成立します。

日程1 会期の決定について

議長 日程1 会期の決定については本日一日限りにしたいと思いますがご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め会期は本日一日といたします。

日程2 会議録署名委員の指名について

議長 日程2 会議録署名委員の指名については議長に一任いただけますでしょうか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、3番宮田京子委員、4番荒川敦委員にお願いいたします。

日程3 諸般の報告

議長 日程3 諸般の報告について、別紙のとおりですが何かありますでしょうか。無いようですので、私からお願いします。4月30日に南魚沼市農業再生協議会臨時総会、5月12日に令和3年度南魚沼地域農業振興協議会総会に出席してまいりました。どちらの会議についても決算報告と今年度の計画で、そのほかに主だったものではありませんでしたのでご報告します。ほかに皆さんからありませんでしょうか。

か。

(質問、意見なし)

無いようですので諸般の報告は終了させていただきます。

日程4 第1号報告 農地法の規定に基づく届出の報告について

議長

日程4 第1号報告 農地法の規定に基づく届出の報告についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。古藤局長。

古藤局長

(第1号報告朗読)

(1)農地転用事実確認書の交付について

3ページをご覧ください。前回総会以降13件の事実確認書を交付しています。許可を受けてから時間が経っているものもありますが、いずれも転用目的どおりに完了しました。

(2)農地法第18条第6項の賃貸借の解約通知について

6ページをご覧ください。こちらは19件ですが、関連案件が多くなっています。

1番と2番、3番と4番、5番と6番、7番と8番がそれぞれ関連案件となっています。耕作者の都合による解約で、みなみ魚沼農協さん仲介での契約でしたが、農協が円滑化団体ではなくなったため解約するものです。後ほどお一人の方が受け手となる利用権の設定があがっています。

9番から11番までが関連案件で、所有者が同じ方です。後ほど3条申請があがってきていますが、贈与のための解約です。

12番については所有者の都合による解約で、後ほどあつせん売買があがってきています。

8ページに移りまして、13番が借受人の都合による解約です。後ほど3条申請があがってきています。

14番と15番が関連案件で、相分の田です。14番は所有者の都合による解約で、今後は所有者が耕作するようです。15番は耕作者変更のための解約で、相続登記が完了後に14番の所有者が借受予定とのことです。

16番から18番が関連案件で、こちらも相分の田です。第三者との売買のための解約で、後ほどあっせんの売買があがってきています。

19番は借受人の都合による解約で、今後は所有者が耕作するとのことです。

(3) 使用貸借の解約について

11ページからです。こちらは3件です。

1番、大桑原13筆、山崎新田7筆、茗荷沢7筆の計27筆47,806㎡の解約です。こちらは法人化のための解約で、後ほど利用権の設定があがってきています。

2番、譲渡人と譲受人ですが住所は違いますが親子です。上出浦と下出浦の畑2筆2,748㎡を第三者との貸借契約のための解約です。こちらも後ほど利用権の設定があがってきています。

3番、こちらも親子間の契約で、大杉新田の田8筆6,831㎡を第三者との貸借契約のための解約です。こちらも後ほど利用権の設定があがってきています。

(4) 農地法の適用を受けない事実確認について

14ページをご覧ください。非農地証明ですが、こちらは4件です。

1番、上一日市の登記田、現況山林の1筆646㎡です。資料は1-2ページをご覧ください。山際の農地で条件不利地のため耕作放棄地化したものです。農地でなくなった年月は昭和と思われませんが不詳です。現地は4月21日に田村芳文委員から確認いただいております。

2番、大崎の登記畑、現況山林の1筆と今町新田の4筆の計1,354㎡です。今町新田の土地については登記が田や畑、雑種地ですが、現況は山林原野や雑種地、宅地となっています。大崎の畑は山際の条件不利地ですし、今町新田の4筆は不整地であったり、狭小地であったりといった農

地です。所有者の体調が悪く耕作ができなかったということで耕作放棄地化したとのことです。農地でなくなった年月は平成 25 年頃とのことです。4 月 26 日に山田久雄委員より確認いただいています。資料は 3-6 ページをご覧ください。

3 番、吉里の登記田、現況雑種地の 1 筆 90 m²です。資料は 7-8 ページをご覧ください。旧農地調整法第 2 次改正前より現況が農地ではなくなっている土地ということで、現地には昭和 11 年に建立された石碑があります。4 月 27 日に上村良男委員より確認いただいています。資料は 7-8 ページをご覧ください。

4 番、長崎の登記田、現況山林の 1 筆 6.97 m²です。資料は 9-10 ページをご覧ください。山際の農地で条件不利地のため耕作放棄地化したとのことで、農地でなくなった年月日は不明です。現地は 5 月 6 日に長谷川政一委員より確認いただいています。

第 1 号報告については以上です。

議 長

ただいまの報告につきまして質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようでしたら第 1 号報告を終わらせていただきます。

日程 5 第 2 号報告 農地移動適正化あっせん委員の指名について

議 長

日程 5 第 2 号報告 農地移動適正化あっせん委員の指名についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第 2 号報告朗読)

16 ページです。今月はあっせん委員の指名が 6 件です。

1 番、土地は田崎の田 3 筆 2,304 m²について、4 月 20 日に並木会長、貝瀬委員を指名しています。

2番、土地は田崎の田1筆1,203㎡について、4月20日に同じく並木会長、貝瀬委員を指名しています。

3番、土地は田崎の田1筆1,002㎡について、4月20日に同じく並木会長、貝瀬委員を指名しています。この1番から3番については相分となっているため同じ日にあっせん委員の指名をしています。

4番、土地は山口の田2筆1,832㎡について、4月23日に貝瀬委員、南雲委員を指名しています。

5番、土地は新堀新田の田1筆2,775㎡について、5月6日に並木会長、貝瀬委員を指名しています。

6番、土地は舞子の田1筆1,852㎡について、5月7日に高村委員、林委員を指名しています。

なお、あっせん申出の理由については1番から4番については財産処分のため、5番と6番については離農のためとのことです。

第2号報告については以上です。

議長

ただいまの説明につきまして質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようでしたら第2号報告を終了させていただきます。

日程6 第3号報告 農用地利用配分計画の認可について

議長

日程6 第3号報告 農用地利用配分計画の認可についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第3号報告朗読)

18ページをご覧ください。今月、農用地利用配分計画の公告が1件きています。こちらについては今年の2月に中間管理機構への貸付の再設定として審議された案件です。4月30日に公告となりまして、正式に耕作者へ配分された

ということになります。

第3号報告については以上です。

議長

ただいまの説明につきまして質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようでしたら第3号報告を終了させていただきます。

日程7 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

議長

日程7 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。阿部主任。

阿部主任

(第1号議案朗読)

20ページからになります。今月は10件の申請があがってきています。

75番、農地の売買です。湯谷の畑1筆154㎡です。こちらは譲受人の自宅前の農地で、申請理由は経営規模拡大のためです。

76番、農地の売買です。湯谷の田8筆3,564㎡です。申請理由は経営規模拡大のためです。

77番と78番が関連案件となっています。77番が農地の売買です。小栗山の畑5筆1,267㎡です。なお、こちらの譲受人ですが、先月総会の5条転用で宅地取得の申請をされており、今回は転用で取得される土地の隣接の畑です。申請理由は新規就農のためで、土づくりをして果樹等の栽培をしたいとのことでした。

78番は農地の賃貸借になります。野田の田畑2筆2,005㎡で、契約期間は1年間です。こちらの農地で営農指導を受けつつ、耕作をしていきたいとのことでした。

79番、農地の売買です。大木六の畑1筆191㎡です。なお、譲渡人については他の農地はあっせんて同じ譲受人に

すでに売買をされています。申請理由は経営規模拡大のためです。

80番、農地の売買です。上一日市の畑1筆293㎡です。こちらの農地については譲受人の農地と自宅に隣接しています。経営規模拡大のためです。

81番、農地の贈与です。譲受人の父と譲渡人が昔からの知り合いとのこと。土地は雷土と湯谷、芋赤、山崎、山崎新田の田16筆8,866㎡です。なお、雷土と湯谷、山崎の土地の一部については譲受人の借受地となっています。申請理由は経営規模拡大のためです。なお、贈与税についての確認はお願いしてあります。

22ページに移りまして82番、農地の贈与です。京岡の畑1筆172㎡です。こちらの土地は譲受人の所有農地と相分になっています。申請理由は経営規模拡大のためです。

83番、賃貸借権の設定です。余川の田3筆946㎡です。期間は4年間となっています。申請理由は経営規模拡大のためです。

84番は農業者年金受給のための親子間での使用貸借権の再設定です。以上です。

議 長

関係委員がおられます。農業委員1番中俣渉委員の除斥を求めます。

(1番中俣委員退席)

20ページ 78番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。

20ページ 78番案件については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、78 番案件については原案のとおり承認されました。中俣委員の除斥を解きます。

(1 番中俣委員着席)

議 長

続いて、78 番案件を除く他の案件について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。78 番案件を除く他の案件については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第 1 号議案については原案のとおり承認されました。

暫時休憩といたします。

(9 時 15 分休憩)

議 長

休憩前に引き続き、議事再開いたします。

(9 時 25 分再開)

**日程 8 第 2 号議案 農地転用の許可を受けた事業計画
変更承認申請の進達について**

議 長

日程 8 第 2 号議案 農地転用の許可を受けた事業計画

変更承認申請の進達についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第2号議案朗読)

24ページをご覧ください。今月は2件の申請があがっていますが、関連案件となっています。

5番、当初計画は令和元年6月5日に許可を受けております。車庫及び資材置場用地ということで農地法第4条の許可を受けた案件で目的どおり使用しておりましたが、出入口付近の市道に電柱や消火栓がありまして、大型車の出入りが危険だということで車庫と資材置場の配置を変更するという内容です。資料は11-13ページをご覧ください。

6番、当初計画は5番案件と同じです。当初計画者と事業継承者は親戚の間柄とのこと。事業承継者は現在市営住宅に居住されていますが、手狭になったため分筆をして一般住宅を建築されたいという内容で申請があがっています。資料は14-16ページをご覧ください。なお、申請地につきましては用途地域内の3種農地にして、原則許可案件です。また、分筆に伴いまして測量した結果、地積が変更されています。以上2件です。

議長

ただいまの説明につきまして質疑を行います。

(質問、意見なし)

質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第2号議案 農地転用の許可を受けた事業計画変更承認申請の進達については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第2号議案は原案のとおり承認されました。

日程9 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の進達について

議 長

日程9 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の進達についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第3号議案朗読)

26ページをご覧ください。今月の5条申請は8件です。

番号23番、浦佐の土地2筆について転用するものです。こちらの案件についてですが、土地の所有者が■■■■さんと■■■■さんのお二人となっていて、隣接する2筆を転用するものです。資料は17-19ページをご覧ください。こちらの譲受人の親が介護施設に入居されているため、近くの土地の所有権移転を受けて一般住宅を建築したいという内容です。こちらの土地は用途地域内の3種農地で、原則許可案件です。

番号24番、五日町の土地1筆1,043㎡を駐車場用地として転用するものです。資料は20-22ページをご覧ください。こちらの土地につきましては、平成31年7月に駐車場用地として一時転用の許可を受けた案件ではありますが、駐車場が不足して苦慮しているということで駐車場用地としてそのまま永久転用したいという内容です。契約は賃借権の設定です。こちらの土地につきましては1種農地ではございますが、集落に接続した農地ということで許可相当と考えています。

番号25番、二日町の土地1筆191㎡を住宅用地として転用するものです。資料は23-25ページをご覧ください。譲受人は現在アパートに居住されていますが、環境のいいところに住みたいとのことで所有権移転を受けて一般住宅を建築するという内容です。こちらの土地につきましては、集落に接続した農地を転用するもので許可相当と考えてい

ます。

番号 26 番、二日町の土地 1 筆 353 m²を住宅用地として転用するものです。資料は 26-28 ページをご覧ください。こちらの譲受人につきましても現在アパートに居住されておりますが、独立した住宅を建築したいということで所有権移転を受けて一般住宅を建築するという内容です。こちらの土地につきましては、2 種農地ではございますが集落に接続した農地を転用するもので許可相当と考えています。

番号 27 番、六日町の土地 1 筆 194 m²を住宅用地として転用するものです。資料は 29-31 ページをご覧ください。こちらにつきましては譲受人のご自宅に隣接する農地でありまして、冬場に堆雪場として利用したいということで所有権移転を受けて敷地の拡張をしたいという内容です。こちらの土地については用途地域内の 3 種農地ですので、原則許可案件です。

番号 28 番につきましては先ほど計画変更の 2 件目で説明させていただいた内容です。六日町の土地 2 筆を住宅用地として転用するものです。資料については 14-16 ページをご覧ください。用途地域内の 3 種農地ですので、原則許可案件となります。

番号 29 番、片田の土地 3 筆 191 m²を住宅用地として転用するものです。こちらの譲受人の方は現在湯沢町に居住されておりますが、片田の出身ということで住宅と土地を一括で購入されましたが、農地になっている 3 筆を敷地の拡張で転用し冬季の雪処理場として利用したいという内容です。なお、現地はすでにコンクリート舗装されておりまして、所有者の方から始末書をいただいております。こちらの土地は 2 種農地ではありますが、集落に接続した農地ということで許可相当と考えています。資料は 32-34 ページをご覧ください。

番号 30 番、長崎の土地 1 筆 91.7 m²を資材置場用地として転用するものです。資料は 35-37 ページをご覧ください。携帯電話の基地局設置に伴う工事ヤードのためということで使用貸借権を設定し、一時転用するという内容です。こちらの土地は 2 種農地ではありますが、集落に接続した農地ということで許可相当と考えています。

議 長

第3号議案については以上です。

関係委員がおられます。農業委員2番西野徳光委員の除斥を求めます。

(2番西野委員退席)

26 ページ 24 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。

26 ページ 24 番案件については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、24 番案件は原案のとおり承認されました。西野委員の除斥を解きます。

(2番西野委員着席)

続いて、24 番案件を除く他の案件について質疑を行います。

(質問、意見なし)

質疑終了にご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、お諮りをいたします。24 番案件を除く

他の案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第3号議案については原案のとおり承認されました。

暫時休憩といたします。

(9時35分休憩)

議長

休憩前に引き続き議事を再開いたします。

(10時00分再開)

日程10 第4号議案 農用地利用集積計画(案)について

議長

日程10 第4号議案 農用地利用集積計画(案)についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第4号議案朗読)

29ページからになります。今月の利用集積はあっせんの売買が4件、新規の賃借権の設定が32件、使用貸借権の設定が2件、賃借権の移転が2件、再設定が5件、合計45件となっています。

それではあっせんの売買からご説明します。

446番、茗荷沢の土地3筆について所有権移転をするものです。対価については㎡当たり800円です。申請理由は経営規模拡大のためです。資料は38ページをご覧ください。

447番、448番、449番の3件と後ほどでてきます468番が関連案件となっています。447番、田崎の土地1筆について所有権移転をするものです。対価は㎡当たり1,000円で、申請理由は経営規模拡大のためです。

448番、同じく田崎の土地1筆について所有権移転をするものです。対価も同じく㎡当たり1,000円で、申請理由は

経営規模拡大のためです。

449 番、同じく田崎の土地 3 筆について所有権移転をするものです。対価はこちらも同じく m²当たり 1,000 円で、申請理由は経営規模拡大のためです。受け手の経営面積につきましては、今回の 3 件と 468 番を合わせまして 110 a をクリアしています。資料については 39 ページをご覧ください。

続いて賃借権の設定です。

450 番と 451 番、受け手が同じ方の案件です。450 番、浦佐の土地 6 筆について賃借権の設定をするものです。対価は 10 a 当たり 60 kg で、申請理由は経営規模拡大のためです。

30 ページに移りまして、451 番です。浦佐の土地 1 筆について賃借権を設定するものです。対価は全部で 30 kg、申請理由は経営規模拡大のためです。

452 番から 457 番までが同じ法人の案件です。452 番、浦佐の土地 5 筆について賃借権の設定をするものです。対価は 10 a 当たり 27,000 円で、申請理由は経営規模拡大のためです。

453 番、浦佐の土地 14 筆について賃借権を設定するものです。対価は 10 a 当たり 27,000 円、申請理由は経営規模拡大のためです。

454 番、浦佐の土地 1 筆について賃借権を設定するものです。対価は 10 a 当たり 27,000 円、申請理由は経営規模拡大のためです。

455 番、浦佐の土地 5 筆について賃借権を設定するものです。対価は 10 a 当たり 27,000 円、申請理由は経営規模拡大のためです。

456 番、浦佐の土地 1 筆について賃借権を設定するものです。対価は 10 a 当たり 90 kg、申請理由は経営規模拡大のためです。

457 番、浦佐の土地 2 筆について賃借権を設定するものです。対価は 10 a 当たり 27,000 円、申請理由は経営規模拡大のためです。

458 番から 32 ページの 462 番までが同じ受け手の方の案件です。458 番、市野江甲の土地 1 筆について賃借権を設定

するものです。対価は10a当たり60kg、申請理由は経営規模拡大のためです。

459番、一村尾の土地2筆について賃借権を設定するものです。対価は10a当たり60kg、申請理由は経営規模拡大のためです。

32ページに移りまして460番、一村尾の土地2筆について賃借権を設定するものです。対価は10a当たり60kg、申請理由は経営規模拡大のためです。

461番、一村尾の土地1筆について賃借権を設定するものです。対価は10a当たり60kg、申請理由は経営規模拡大のためです。

462番、一村尾の土地1筆について賃借権を設定するものです。対価については10a当たり60kg、申請理由は経営規模拡大のためです。

463番、大崎の土地1筆について賃借権を設定するものです。対価については10a当たり75kg、申請理由は経営規模拡大のためです。

464番、今町新田の土地1筆について賃借権を設定するものです。対価については10a当たり27,000円、申請理由は経営規模拡大のためです。

465番、大桑原と山崎新田、茗荷沢の土地27筆について賃借権を設定するものです。対価は10a当たり18,000円、申請理由は経営規模拡大のためです。

34ページに移りまして466番、津久野と二日町の土地5筆について賃借権を設定するものです。対価は10a当たり60kg、申請理由は経営規模拡大のためです。

467番、上出浦と下出浦の土地2筆について賃借権を設定するものです。対価は10a当たり60kg、申請理由は経営規模拡大のためです。

468番、田崎の土地1筆について賃借権を設定するものです。こちらの借受人の経営面積につきましては先にできました、447番から449番案件とこの案件を合わせまして110aをクリアしています。対価は10a当たり10,000円、申請理由は経営規模拡大のためです。

469番と470番が同じ受け手の方の案件です。469番、大杉新田の土地8筆について賃借権を設定するものです。対

価は全部で7.5俵、10aあたりに換算しますと65kgとなります。申請理由は経営規模拡大のためです。

470番、大杉新田の土地1筆について賃借権を設定するものです。対価は全部で60kg、申請理由は経営規模拡大のためです。

471番と472番が同じ法人の案件です。471番、小栗山と片田、思川の土地14筆について賃借権を設定するものです。対価は10aあたり60kg、申請理由は経営規模拡大のためです。

472番、片田と思川、吉里の土地18筆について賃借権を設定するものです。対価は10aあたり60kg、申請理由は経営規模拡大のためです。

473番、栃窪の土地4筆について賃借権を設定するものです。対価は10aあたり30kg、申請理由は経営規模拡大のためです。

474番、中の土地1筆について賃借権を設定するものです。対価は総額10,000円で、申請理由は経営規模拡大のためです。

475番と476番が同じ法人の案件です。475番、塩沢と泉盛寺の土地3筆について賃借権を設定するものです。対価は10aあたり90kg、申請理由は経営規模拡大のためです。

476番、大木六新田の土地6筆について賃借権を設定するものです。対価は10aあたり60kg、申請理由は経営規模拡大のためです。

477番、八竜新田の土地3筆について賃借権を設定するものです。対価は10aあたり72kg、申請理由は経営規模拡大のためです。

478番から38ページの480番までが同じ法人の案件です。478番、中子新田乙の土地1筆について賃借権を設定するものです。対価は10aあたり90kg、申請理由は経営規模拡大のためです。

479番、五郎丸の土地7筆について賃借権を設定するものです。対価は10aあたり同じく90kg、申請理由は経営規模拡大のためです。

38ページに移りまして480番、下一日市の土地2筆について賃借権を設定するものです。対価は10aあたり90kg、申

請理由は経営規模拡大のためです。

481 番、石打の土地 10 筆について賃借権を設定するものです。対価は全部で 9 俵、10 a 当たりに換算すると 40 kg となります。申請理由は経営規模拡大のためです。

482 番と 483 番、受け手が同じ方の案件です。482 番、一村尾の土地 1 筆について使用貸借権を設定するものです。使用貸借ですので対価はありません。申請理由は経営規模拡大のためです。

483 番、一村尾の土地 1 筆について同じく使用貸借権を設定するものです。申請理由は経営規模拡大のためです。

484 番と 485 番も受け手が同じ方の案件です。484 番は滝谷の土地 4 筆、485 番は一之沢の土地 2 筆について賃借権を移転するものです。こちらは経営移譲で耕作者を変更するための申請です。備考欄に所有者の方のお名前を載せてございます。

なお、39 ページの 486 番以下につきましては再設定ですので説明を省略させていただきます。以上です。

議 長

関係委員がおられます。推進委員 2 番佐々木大輔委員の除斥を求めます。

(推 2 番佐々木委員退席)

30 ページ 452 番から 457 案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

452 番から 457 番案件については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、452 番から 457 番案件については原案のとおり承認されました。佐々木委員の除斥を解きます。

(推 2 番佐々木委員着席)

続いて農業委員 11 番大平泰弘委員の除斥を求めます。

(11 番大平委員退席)

34 ページ 466 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

466 番案件については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、466 番案件については原案のとおり承認されました。大平委員の除斥を解きます。

(11 番大平委員着席)

続いて農業委員 9 番南雲廣悦委員の除斥を求めます。

(9 番南雲委員退席)

34 ページ 467 番案件についてのみ質疑を行います。
16 番駒形委員。

16 番駒形委員

ひとつ確認をさせていただきます。契約する地目がどち

らも登記現況ともに畑なのですが、対価がお米のようですがこれであっているのでしょうか。

議 長

一之谷係長。

一之谷係長

467 番案件についてですが、ご本人さんからの申請書の対価の欄が 10 a 当たり 60 kg ということで記載がありましたので、このままでよろしいかと思えます。以上です。

議 長

駒形委員、よろしいでしょうか。
ほかに質問、意見等ございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りいたします。467 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、467 番案件については原案のとおり承認されました。南雲委員の除斥を解きます。

(9 番南雲委員着席)

続いて、農業委員 1 番中俣渉委員の除斥を求めます。

(1 番中俣委員除斥)

34-35 ページ 469 番、470 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

469 番、470 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、469 番、470 番案件については原案のとおり承認されました。中俣委員の除斥を解きます。

(1 番中俣委員着席)

続いて、推進委員 16 番高村英男委員の除斥を求めます。

(推 16 番高村委員除斥)

37-38 ページ 478 番、479 番、480 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

478 番、479 番、480 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、478 番、479 番、480 番案件については原案のとおり承認されました。高村委員の除斥を解きます。

(推 16 番高村委員着席)

続いて、推進委員 3 番小野塚真委員の除斥を求めます。

(推 3 番小野塚委員除斥)

38 ページ 481 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

481 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、481 番案件については原案のとおり承認されました。小野塚委員の除斥を解きます。

(推 3 番小野塚委員着席)

続いて、農業委員 15 番井上秀樹委員の除斥を求めます。

(15 番井上委員除斥)

38 ページ 482 番、483 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

482 番、483 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、482 番、483 番案件については原案のとおり承認されました。井上委員の除斥を解きます。

(15 番井上委員着席)

それでは今ほど承認されました、16 件を除く他の案件について質疑を行います。

(質問、意見なし)

質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。先に承認された 16 件を除く他の案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め第 6 号議案は全案件原案のとおり承認されました。ありがとうございました。

日程 11 第 5 号議案 南魚沼市農業委員会総会会議規則の一部改正について

議 長

日程 11 第 5 号議案 南魚沼市農業委員会総会会議規則の一部改正についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。古藤局長。

古藤局長

(第5号議案朗読)

現在、当農業委員会では総会の議事録を作成し、その議事録に議長及び署名委員お二人から署名と捺印をいただいています。新型コロナウイルス感染症をきっかけとして押印等の廃止の動きが進められていることは皆さんもご存知のとおりです。そこで当市におきましても新型コロナウイルス感染症をきっかけとし、利便性の向上や事務の効率化を図るため、南魚沼市全体として押印等の省略の規則改正を行っています。つきまして農業委員会業務に係る押印等の廃止に関して見直しを行っているところですが、規則が自治体の条例に次ぐ重要な決まりであることから規則の改正についてはこの総会の承認が必要になりますので本日、上程させていただいたものです。

改正は一箇所です。参考資料として42ページに改正条文の新旧対照表を添付していただきますのでご覧ください。第15条第2項中にある捺印を削るものです。この改正により総会の議事録には議長及び署名委員お二人の署名をいただくことだけで足りることとなります。ご承認を得られましたらこの規則は本日令和3年5月25日から施行を開始したいと思います。なお、この規則のほかにも農業委員会には各種様式を用意しており、それぞれについても国の通知などの改正を待ちながら順次押印等を廃止してまいりますのでご承知おきいただきますようお願いいたします。以上、ご審議をお願いいたします。

議長

ただいまの説明について、質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第5号議

案 南魚沼市農業委員会総会会議規則の一部改正については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第5号議案については原案のとおり承認されました。

日程 12 その他

議 長

日程 12 その他についてですが、なにかございますでしょうか。

(報告等なし)

無いようですので、本日の議案は全て終了しましたので総会はこれで終了させていただきます。本日は大変ご苦労さまでした。

(10時30分閉会)

上記、会議の次第は書記が記載したものであるが、その内容は真正であることを確認して、ここに署名する。

令和 3年 7月26日

南魚沼市農業委員会長

並 木 孝 夫

会 議 録 署 名 委 員

宮 田 京 子

会 議 録 署 名 委 員

荒 川 敦
